特集

農業近代化資金融通法の一部改正について

農林水産省経営局金融調整課長
白石 知隆

平素より農政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

はじめに、令和８年熊本地震や各地で豪雨等の自然災害が発生しており、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

都道府県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向けて御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。また、厳しい経営環境の下にある農林漁業者への資金供給を支えるため、関係機関が連携しながら対応いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

我が国の金融をめぐって

我が国の金融をめぐっては、改めて申し上げるまでもなく、日銀の政策金利の引き上げ等に伴い、預貯金金利や住宅ローン金利の上昇など、農業信用基金協会の事業面・経営面でも影響を及ぼし始めており、各協会においても金利のある世界を前提とした事業運営が求められる状況となっております。

このような中、本年４月に成立した農業近代化資金融通法の一部を改正する法律が10月１日に施行されました。制度の根幹に関する大きな改正は、約30年ぶりとなったところですが、この間、一経営体当たりの経営面積や飼養頭数は大きく拡大しており、一経営体当たりの借入額についても約10倍と大幅に増加しております。今後は地域計画に位置付けられた農業者等を中心に、担い手の規模拡大や事業の多角化に伴う資金需要がさらに拡大していくことが見込まれており、こうした資金需要に対し、改正後の農業近代化資金を活用しながら円滑かつ適切に対応することが求められます。

農業近代化資金融通法の改正（農業経営高度化資金の創設）

農業近代化資金の拡充内容としては、従来の資金を一般資金として存置した上で、「農業経営高度化資金」という新たな資金メニューを創設し、地域計画に位置付けられた農業者等に対して、貸付限度額を個人２億円、法人等７億円まで大幅に引き上げるとともに、償還期限を20年以内に延長するほか、資金使途に農地等取得資金や前向借換資金を追加したところです。

●貸付対象者

農業経営高度化資金は、目標地図に位置付けられた者（位置付けられることが確実な者として市区町村から証明を受けた者を含みます。）

及び耕種農業以外の主業農業者等を対象としております。

●資金使途

今回の改正により、農業経営の改善に必要な農地等取得資金を資金使途に追加しました。

また、負債を抱え現在その償還負担により前向きな取組に踏み切れない農業者等が、将来を見据えて持続可能な経営へ転換するための農業経営の改善を後押しすることを目的として、前向借換資金を追加しました。

●貸付限度額

貸付限度額については、個人２億円、法人等７億円まで引き上げるとともに、法人等が大臣特認を受けた場合には、その承認額まで貸付可能としております。

●償還期限及び据置期間

資金使途に関係なく一律償還期限20年、据置期間７年の範囲内で適正な期間を設定することを可能としたところです。これにより、融資対象物件の実態に合わせた償還期限が設定できるようになります。

農業経営改善関係資金基本要綱の改正

農業近代化資金制度の改正に併せて、農業者等に必要な資金が的確に供給されるよう、農業経営改善関係資金基本要綱を改正し、円滑な融資に向けた基本的な手続きを改めたところです。

●民間制度資金と公庫資金の役割分担の見直し

今回、農業近代化資金と公庫資金の役割分担の見直しを行い、金額基準を撤廃し、農業近代化資金を基本としつつ、公庫資金も柔軟に活用できる仕組みとしました。ただし、農業者等の意向等に応じて、公庫資金を活用することも可能です。

●債権保全措置における金額基準の見直し

改正前は、各農業信用基金協会が本要綱の対象とする各資金の貸付対象者及び貸付限度額等を踏まえて定める無担保・無保証人となる金額水準を示しておりましたが、この金額水準を廃止し、各協会の自主性及び自由度を尊重する見直しを行ったところです。

●手続きの簡素化・迅速化

農業者等への適時適切な資金供給に向けて融資審査の迅速化を図るため、審査書類の一部に不備があっても融資機関から、関係機関（保証機関、都道府県等）に前広に情報提供できる手続きを追加し、各機関において正式な書類の提出を待たず、事前に審査準備（仮審査）を進められるようにしました。

あわせて、経営改善資金計画書の正式な受理から融資可否通知までの期間を、標準的な案件について１ヶ月半から15営業日以内を目標とする見直しを行いました。

なお、案件の内容に応じて柔軟に対応できる仕組みも設けております。

●同一融資対象への併せ貸しの解禁

これまでも農業近代化資金と公庫資金の同時借入は可能でしたが、同一の融資対象（例：同じ建物の取得）に対する併せ貸しは不可としておりました。昨今の投資金額の拡大を踏まえ、民間金融機関と日本政策金融公庫との協調融資を促進し、大型化する施設の取得等を支援する観点から、今般、同一融資対象への併せ貸しを解禁しました。

●借入者への伴走支援

融資規模が拡大する中で、民間金融機関においては、融資実行後も借入者の財務状況や経営状況等の把握に努めることが重要です。このため返済に係るリスク管理を適切に行い、経営悪化の兆候が認められる場合には、関係機関と連携しながら、早期再生や再生後の持続可能な経営再建に向けた支援など、経営のライフステージに応じて積極的な支援に努めていただくよう明記したところです。

農業信用基金協会への期待

農業近代化資金は、都道府県が自治事務として運営する制度資金であり、貸付条件は都道府県が設定する仕組みとなっております。今回の制度改正を踏まえた詳細な対応については、各都道府県とよく協議していただくことが重要と考えており、引き続き都道府県や融資機関等の関係機関と連携しながら、制度の円滑な運営に御協力いただくことを期待しております。

また、農業近代化資金に係る債務保証は、農業信用保証保険法第８条において、農業信用基金協会の本来業務として位置付けられております。改正後の農業近代化資金の拡充部分についても現行制度の枠組みの中で債務保証の対象となるため、制度改正に伴う新たな利用者ニーズに対して円滑な保証対応が可能となっております。改正農業近代化資金融通法の施行に併せて、適切な運用に向けた御協力をお願いいたします。

加えて、農業経営改善関係資金基本要綱の改正により、融資対象物件以外の担保や経営者以外の第三者の個人連帯保証を徴求しない限度額の金額水準が削除された趣旨を踏まえ、利用環境が実質的に後退することがないよう農業者視点での柔軟な対応をお願いいたします。

おわりに

農業経営を支え、食料の安定供給を確保していく上で、農業金融が果たす役割は大きく、信用力の脆弱な農業者等の信用力を補完する農業信用保証保険制度は、農業金融の円滑化を支える重要な制度です。

改正後の農業近代化資金が農業者等の経営改善に利用され、農業所得の向上等に寄与していくことがなによりも重要です。

加えて、生産資材費の高騰や農畜産物価格の低下などの影響を受ける農業者等の資金繰りへの対応も重要となっております。

農業信用基金協会の皆様におかれましては、様々な利用者ニーズに的確に応えられるよう、時代の変化を踏まえた業務運営の高度化と経営基盤の強化に不断に努めていただくことを期待しております。

農林水産省としても、今後とも農業信用保証保険業務に携わる皆様をはじめ関係各位と意思疎通を図りながら、農業経営の発展を支える施策の充実に取り組んでまいりますので、引き続き御協力をお願いいたします。